

株主の皆様へ

石川県白山市下柏野町153番地

EIZO株式会社

代表取締役社長 実 盛 祥 隆

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、後述のご案内に従って平成28年6月22日（水曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 石川県白山市古城町1番地
白山市松任学習センター1階 コンサートホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第49期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第6号議案 当社株式の大量取得行為への対応方針継続の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権の行使
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成28年6月22日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご送付ください。
- (2) インターネット等による議決権の行使
 - ① インターネットによる議決権の行使
インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧の上、平成28年6月22日（水曜日）午後5時15分までに議案に対する賛否をご登録ください。
 - ② 機関投資家向け議決権行使プラットフォームによる議決権の行使
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://www.eizo.co.jp/ir/invitation/index.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本総会終了後、株主の皆様への当社に対するご理解をより深めていただきたく、懇談会を開催いたしますので、ご出席賜りますようご案内申し上げます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成28年6月22日（水曜日）午後5時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パソコン用サイトによる場合

- ① 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- ② 次のアプリケーションをインストールしていること。

イ. ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer

ロ. PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader®、又はVer.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページから無償で配布されています。

(2) 携帯電話端末サイトによる場合

128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 ☎ 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 ☎ 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以上

(添付書類)

事業報告

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、先進国を中心に緩やかな回復基調が続きましたが、中国や新興国に景気の減速懸念が見られました。欧州では個人消費が底堅く推移し、景気は緩やかな回復が持続しました。米国では個人消費や雇用環境の改善が続き、景気は底堅く推移しました。日本では企業収益や設備投資に改善が見られ緩やかな回復基調で推移しましたが、海外経済の不確実性に対する懸念から、依然として先行きの不透明な状況が続きました。

当社グループの属する映像機器関連市場における液晶モニター及び関連商品は、金融機関、医療機関、映像制作、公共施設、交通機関等、様々な用途で使用されており、更なる用途の拡大やシステム対応によりその市場は広がりを見せております。

このような経営環境の中、当社グループは当連結会計年度を初年度とする第五次中期経営計画の下、「Visual Technology Company」を目指して事業展開を進めてまいりました。特に重要市場と位置付けるメディカル、グラフィックス及び産業市場の特定市場で製品開発や販売体制の強化に取り組み、売上の拡大を図りました。

主な取組みとして、メディカル市場向けでは手術室における医用画像や患者情報を集約し操作するシステム「CuratOR Surgical Panel」を、グラフィックス市場向けでは4K対応の高密度表示モニターを、産業市場向けでは航海情報の複数表示を可能とする46型の大画面モニターを発売する等、ラインナップの充実を図ってまいりました。また、ビジネス用途向け

(Business&Plus：B&P)では、複数のモニターを使用する環境下での作業効率を向上させるフルフラット・フレームレスデザインの製品を投入しました。

このほか、メディカル事業強化のため、平成27年10月、イメージン株式会社よりメディカル市場向けシステムインテグレーション事業を買収し、同年11月よりEIZOメディカルソリューションズ株式会社として事業を開始しました。また、特定市場での更なる需要の増加に対応するため、石川県の本社敷地内に新工場棟を建設し、生産能力の増強を図りました。

当連結会計年度における全体の売上高は、74,878百万円（前期比3.2%増）となりました。品目別の売上高は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、従来は「コンピュータ用モニター」としておりました名称を「映像表示システム」に変更するとともに、「その他」に区分しておりましたグラフィックスボード、品質管理ソフトウェアや各種周辺機器等の売上高を「その他」から「映像表示システム」に含めて集計しております。前期比較にあたっては、前連結会計年度を変更後の区分に組み替えて比較しております。

【映像表示システム】

売上高は、54,626百万円（前期比12.5%増）となりました。

B&P市場は、国内及び海外ともに好調に推移し、特にフレームレスモニターの販売が大きく増加したことから、売上高が増加しました。

特定市場は、海外では診断用途等のメディカル市場向けの販売が好調であったことに加え、グラフィックス市場向けの売上が好調に推移しました。また、国内でもメディカル市場向けの販売が増加したことや、当連結会計年度より新たに連結を開始したEIZOメディカルソリューションズ(株)の売上寄与があったことに加え、航空管制（Air Traffic Control：ATC）や船舶等の産業市場向けの売上が好調であったことから、売上高が増加しました。

【アミューズメント用モニター】

売上高は、15,279百万円（前期比1.0%増）となりました。

アミューズメント市場を巡る環境は、嗜好の多様化や遊技人口の減少、自主規制の適用等、厳しい状況が依然として続いております。このような状況下でも、市場環境にいち早く対応したことで売上高は前期並みの水準を維持しました。

【その他】

売上高は、4,973百万円（前期比43.9%減）となりました。

これは主に、アミューズメント用ソフトウェア受託開発の売上高が減少したことによります。

利益面につきましては、映像表示システムの増収効果や、リーンな企業体質への改善を進めたこと等により販売費及び一般管理費が減少したこと等から、営業利益は5,081百万円（前期比13.6%増）となりました。また、営業外収益として有価証券売却益を計上したこと等により、経常利益は5,698百万円（同21.1%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は4,202百万円（同26.5%増）となりました。

品目別売上高（連結）

区 分	第48期 平成26年度 (前連結会計年度)		第49期 平成27年度 (当連結会計年度)		増減
	百万円	%	百万円	%	
映 像 表 示 シ ス テ ム	48,576	67.0	54,626	73.0	6,049
アミューズメント用モニター	15,127	20.8	15,279	20.4	151
そ の 他	8,872	12.2	4,973	6.6	△3,899
合 計	72,576	100.0	74,878	100.0	2,302

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、主に研究開発体制及び生産体制の充実・強化を目的とし、総額4,814百万円の設備投資を行いました。

内訳としては、特定市場向けモニターの増産を目的とした工場棟の建設に3,131百万円を投資しました。その他、生産能力増強のための設備等に553百万円、金型に396百万円を投資しました。また、開発期間の短縮や効率的な研究開発環境の構築を目的とした設備等に314百万円、その他事業活動効率向上のための社内システム等に416百万円を投資しました。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第46期 平成24年度	第47期 平成25年度	第48期 平成26年度	第49期 平成27年度 (当連結会計年度)
売 上 高	百万円 58,270	百万円 73,641	百万円 72,576	百万円 74,878
経 常 利 益	3,101	7,998	4,704	5,698
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,598	5,437	3,321	4,202
1株当たり当期純利益	74円96銭	255円05銭	155円80銭	197円10銭
総 資 産	79,367	92,931	106,519	104,792
純 資 産	61,431	69,201	79,293	78,011
1株当たり純資産額	2,881円26銭	3,245円70銭	3,719円08銭	3,658円95銭

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
EIZOエムエス(株)	百万円 85	% 100.0	映像表示システム、アミューズメント用モニター等の組立、電子回路基板等の製造
アイレムソフトウェアエンジニアリング(株)	30	100.0	アミューズメントソフトの開発・販売
EIZO Inc.	US\$10,000千	100.0	映像表示システム等の販売
EIZO GmbH	EUR500千	100.0	映像表示システム等の開発・製造・販売
EIZO Europe GmbH	EUR25千	100.0	映像表示システム等の販売
艺卓显像技术(苏州)有限公司	US\$9,000千	100.0	映像表示システム等の製造・販売

(4) 対処すべき課題

当社は、品質・信頼性において世界トップレベルの映像表示システムやパチンコ遊技機用モニターの開発から生産・販売までを一貫して行い、顧客満足度の高い商品を提供してまいりましたが、今後の一層の成長を図り、当社の優位性を確固たるものとするため、従来強みとしてきた映像技術をベースに「Visual Technology Company」へと展開してまいります。

この方針のもと、以下の課題に取り組んでおります。

① 商品開発の強化

- ・最新・最適のデバイスを用いた高品位・高品質・高信頼性の映像表示システムを開発し、圧倒的な差別化を図るよう努めてまいります。また、市場ニーズを満たすため、商品企画のスピードアップに注力するとともに、新技術の開発、システムソリューションによる付加価値の創出及び開発期間の短縮や開発効率の一層の改善を進めてまいります。

② 企業体質の強化

- ・開発プロセスを含む全業務プロセスでリーン化を推進し、業務遂行の迅速化、効率化を図ります。
- ・事業の拡大や競争力の強化、当社の持つ技術と強い相乗効果を発揮するノウハウ、技術等を取得するため、必要に応じM&Aを検討します。

③ 第五次中期経営計画における市場別の重点施策

- ・メディカル市場向けでは、事業領域を拡大・成長させるために、地域別では重点市場である日本、欧州で事業の拡大を図るとともに、戦略市場として米国、中国、インド、中東に注力します。また、手術室向けソリューション事業を展開します。
- ・グラフィックス市場向けでは、静止画分野でNo.1を維持するとともに、映像制作分野でシェアNo.1を目指します。
- ・産業市場向けでは、ATC、船舶、鉄道、監視及びFA（Factory Automation）市場を重点市場と位置付け、ビジネスを展開します。
- ・アミューズメント市場向けでは、パチンコ遊技機の市場縮小に対し、開発効率を向上させる構造改革を行うとともに、当分野でのトップメーカーとしての地位を維持します。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

主に映像表示システム、アミューズメント用モニター等の映像機器及びその関連製品を開発・生産し、国内外へ販売しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社の主要拠点

名称	所在地
本社	石川県白山市
工場	石川県白山市
営業所	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、北陸（石川県白山市）

② 主要な子会社

区分	名称	所在地
国内	EIZOエムエス㈱	石川県羽咋市、石川県七尾市
	アイレムソフトウェアエンジニアリング㈱	東京都千代田区、愛知県名古屋市、石川県白山市
海外	EIZO Inc.	Cypress, CA, U.S.A.
	EIZO GmbH	Karlsruhe, Germany
	EIZO Europe GmbH	Mönchengladbach, Germany
	艺卓显像技术（苏州）有限公司	中国江蘇省蘇州市

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,829 [410] 名	68 [3] 名

(注) 使用人数は就業員数であり、[] 内に当連結会計年度における臨時使用人（契約社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員）数の平均雇用人員を外書きで記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
761 [179] 名	15 [21] 名	37.8歳	14.6年

(注) 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、[] 内に当事業年度における臨時使用人（契約社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員）数の平均雇用人員を外書きで記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	1,274百万円
株式会社みずほ銀行	637百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 65,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,731,160株（うち自己株式1,410,426株）
- ③ 株主数 7,324名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	811千株	3.80%
株 式 会 社 北 陸 銀 行	794	3.73
株 式 会 社 北 國 銀 行	744	3.49
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	725	3.40
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 甲 2 号 ）	675	3.17
村 田 希 口 希	670	3.15
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	598	2.81
株式会社ヒロアキコーポレーション	567	2.66
株式会社ハツキコーポレーション	567	2.66
村 田 直 樹	480	2.25

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,410,426株所有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数第3位を四捨五入しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	実 盛 祥 隆	EIZOエムエス株式会社代表取締役社長 アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社代表取締役社長 EIZOサポートネットワーク株式会社代表取締役社長 EIZOメディカルソリューションズ株式会社代表取締役社長 EIZO Inc. Director, Chairman EIZO Nordic AB Board Member EIZO AG Präsident EIZO Europe GmbH President & CEO
代 表 取 締 役 副 社 長	田 邊 農	最高財務責任者 EIZOエンジニアリング株式会社代表取締役社長 EIZOエージェンシー株式会社代表取締役社長 EIZO Inc. Director
取 締 役	小 野 正 貴	常務執行役員 アミューズメント事業担当 アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社常務取締役
取 締 役	村 井 雄 一	常務執行役員 人事部長 艺卓显像技术（苏州）有限公司董事
取 締 役	志 村 和 秀	執行役員 企画部長 海外営業部長 EIZOメディカルソリューションズ株式会社取締役 艺卓显像技术（苏州）有限公司董事
取 締 役	鈴 木 正 晃	
常 勤 監 査 役	上 野 英 一	
監 査 役	久 保 雅 史	弁護士
監 査 役	井 上 純	

- (注) 1. 取締役 鈴木正晃氏は、社外取締役であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役 上野英一、久保雅史及び井上 純の3氏は社外監査役であります。なお、当社は、3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役 上野英一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	235百万円 (6百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	20百万円 (19百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の確定額金銭報酬限度額は、平成10年2月3日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
また、役員賞与は、平成27年6月19日開催の第48回定時株主総会において、業績連動報酬「事業年度ごとの連結営業利益の2%以内（上限を200百万円とする。）」と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成13年6月21日開催の第34回定時株主総会において年額35百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、当事業年度に役員賞与として費用処理した以下のものも含まれております。
取締役5名 101百万円（うち社外取締役 1名 1百万円）

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役 鈴木正晃

当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、経営者の観点から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言を行っております。

b. 監査役 上野英一

当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会10回のすべてに出席し、主に金融機関における豊富な経験や幅広い見識に基づく質問、助言を行っております。

c. 監査役 久保雅史

当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会10回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から質問、助言を行っております。

d. 監査役 井上 純

当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会10回のすべてに出席し、主に会社経営に関する経験及び知見に基づく質問、助言を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額及び英文財務諸表の監査に対する報酬等の額については明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 重要な海外子会社であるEIZO GmbH、EIZO Europe GmbH及び艺卓显像技术（苏州）有限公司の3社は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの提携会計事務所の監査を受けております。
 3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において下記のとおり定めています。

① 企業集団における取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役会は、当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たせるよう、当社グループ全役員を対象として、「企業理念」・「EIZOグループ行動指針」及び「コンプライアンス規程」を定め、以下の要領にてコンプライアンスプログラムの整備及び充実を図る。

イ. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムを整備・運用する。

ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、当社グループの取締役及び使用人へ教育を行い、コンプライアンス意識を醸成し、コンプライアンスプログラムの適切な運用につき監査等を実施する。

ハ. 内部通報制度の整備・運用を通して、法令違反による企業信用の失墜等、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防止する。

ニ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然と対応し、その活動を助長する行為に関与しない。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告に関する以下の文書については、「文書管理規程」・「規程管理規程」等に基づき、適切かつ確実に保存・管理を行う。

イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及びそれらの関連資料

ロ. 社内の重要会議の議事録及びその関連資料

ハ. 稟議書及びその他重要な社内申請書類

ニ. 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は金融商品取引所に提出した書類の写しその他重要文書

③ 企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループの事業活動に影響を及ぼすリスクを統合的・一元的に管理する体制を構築する。

イ. 経営会議にて、当社事業への影響が高いと判断する「重大リスク」を特定し、リスク対策を決定する。

- ロ. リスクマネジメント委員会を設置し、経理・情報管理・安全衛生・品質保証及び環境マネジメントに関する各種規程の運用によるカテゴリーごとのリスクの分析・把握・防止・管理等を行う。
 - ハ. 事業継続活動に関しては、リスクマネジメント委員会において事業継続計画（BCP）を策定し、リスク発生の際には迅速かつ的確に対応する。
- ④ 企業集団における取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループの経営戦略決定の迅速化と経営監督体制・業務執行体制の強化を目的に以下の体制を構築する。
- イ. 取締役会：定時取締役会は毎月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて随時開催する。
 - ロ. 執行役員制度：経営の監督と業務の執行を分離するために、執行役員制度を導入し迅速な業務執行を図る。
 - ハ. 経営会議：常勤取締役、執行役員及び常勤監査役を構成員とする経営会議を設置し、重要な経営課題の審議及び協議を効率的に行う。
 - ニ. グループ会社の業務執行状況については定時取締役会にて定期的な報告を受け、また、重要事項については取締役会及び経営会議において審議する。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社におけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制に関しては、当社においてこれを統括管理する。グループ会社の業務遂行に関しては、「グループ会社管理規程」及び「Approval & Report Policy」に基づく重要事項の報告及び決裁の制度、内部監査制度の活用等により、グループ会社の状況に応じた必要かつ適切な管理を行う。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役が監査を実施する場合、内部監査部門は、その監査が効率的に遂行されるよう監査役の業務を補助する。なお、当該補助業務の従事者は他の職務を兼任できるものとし、また、その人事に関する事項については、監査役の事前の同意を得るものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、すみやかに適切な報告を行う。
当社グループの取締役及び使用人は、法令及び定款に違反する重大な事実並びに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報を受けた場合には監査役に報告する。

なお、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は、業務の執行状況を把握するため、取締役会へ出席するほか、常勤監査役は経営会議等をはじめとする重要な会議に出席するとともに、重要会議の議事録及び稟議書並びに内部監査報告書をはじめとする重要書類を閲覧し、当社グループの取締役及び使用人に随時説明を求められることができる。

監査役の職務の執行について生ずる費用等に関しては、それを支弁するため必要な措置をとる。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

① 企業集団における取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 「EIZOグループ行動指針」を定め、すべての役員及び従業員に周知徹底し、また、コンプライアンス意識の醸成のための教育活動を継続的に実施しています。
- ・ コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ会社におけるコンプライアンス活動の実施状況の確認を行っています。
- ・ 内部通報制度の制定と運用を通じて、不正の未然防止、早期発見及び対策等に努めています。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- ・ 取締役会議事録及び関係書類等、取締役の職務の執行に係る各書類については、いずれも関連法令及び社内規程に従って適切に保存・管理しています。

③ 企業集団における損失の危険の管理に関する規程その体制

- ・ リスク管理活動として、「リスクマネジメント基本規程」に基づき当社グループの事業活動に影響を及ぼすリスクを把握、分析し必要な対策を検討の上、経営会議にて審議、決定しています。
- ・ 災害や不測の事故発生時においても、事業活動への影響を最小限に抑え、事業継続できるよう、事業継続計画（BCP）を策定しています。

④ 企業集団における取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 執行役員制度により経営の監督と業務の執行を分離し、迅速な意思決定及び業務執行に努めています。
- ・ 常勤取締役、執行役員及び常勤監査役にて構成される経営会議において重要な経営課題について審議及び協議し、効率的な経営に努めています。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 「グループ会社管理規程」、「Approval & Report Policy」に基づき、各グループ会社から当社へ経営状況、財務状況その他重要事項について報告されており、業務の適正な運用につき確認しています。
 - ・ 当社グループ会社に対する内部監査を年度監査計画に基づき実施しています。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 内部監査部門は監査役の監査が効率的に遂行されるよう、その業務を補助しています。なお、当該補助従業者の人事に関しては、監査役の事前の同意を得ています。
- ⑦及び⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
 - ・ 監査役は取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人から必要な報告を受けています。また重要会議の議事録、稟議書等の重要書類を閲覧し、随時当社グループの取締役及び使用人に説明を求める等、業務執行の状況を確認しています。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

会社の利益配分につきましては、今後の事業拡大のための設備や研究開発投資に必要となる内部資金の確保、財務状況及び将来の業績等を総合的に勘案の上、配当や自己株式取得等により株主還元を実施することを基本方針としております。

配当につきましては、会社の成長に応じた安定的な配当を継続的に行うこととしており、株主への還元率（総還元性向）は、連結当期純利益の40%～50%を目標水準とし、それを達成すべく収益基盤の強化に努力してまいります。

当期の期末配当金は、業績の状況を総合的に勘案した結果、1株につき35円（前事業年度は1株につき30円）とさせていただきます。この結果、既に平成27年11月30日に実施済の中間配当金35円と合わせまして、年間配当金は、1株につき70円（前事業年度実績の年間配当金は1株につき60円）とさせていただきます。

平成29年3月期の配当金は、上記の方針に基づき、年間配当金として80円を予定しております。

内部留保資金につきましては、変化の激しい経済環境、技術革新に対応すべく、盤石な経営体制の構築やM&A等を含めた事業基盤の強化及び研究開発を中心に活用していきたいと考えております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

製造業を営む当社グループにとっては、企画・設計・製造・販売・サービス等のあらゆる場面で幅広いノウハウと豊富な経験が必要であり、国内外のステークホルダー（取引先・社員・株主・地域）との間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。株主の皆様にとっても、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

そこで、当社株主の皆様が特定の者の大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様に必要な情報が提供される必要があると考えます。そのため、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に際しては、当該買付行為を行う買付者から事前に、株主の皆様のための必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されることを目的として、このような買付行為に関する一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することが、当社及び当社株主全体の利益を守るために必要であると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、昭和43年設立以来、当社の強みである映像技術を活かし、高品位・高品質・高信頼性の映像表示システムやアミューズメント用モニター等の映像機器の開発から生産・販売まで一貫して行ってまいりました。また、これにより培ってきた技術、情報、ノウハウ等を更に追求・発展させ「Visual Technology Company」へと展開すべく、映像のスペシャリストとして市場ニーズに最適な映像環境ソリューションを提案してまいりました。

今後とも、これまで培ってきた技術力、開発力を活かし、他社の追随を許さない魅力的な付加価値を商品に付与してまいります。

また、当社グループの事業の拡大や競争力の強化、当社の持つ技術と強い相乗効果を発揮するノウハウ、技術等を取得するため、必要に応じM&Aも検討します。

- ③ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記①で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を定めています。

本対応方針は大規模買付行為に際して株主の皆様が適切な状況判断を行えるようにするため、大規模買付者に対して、その目的や内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報提供と、適切な評価期間の確保を要請し、さらに、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する意見の公表や、代替案の提示等を行う機会を確保することを目的として導入されたものです。

本対応方針の詳細に関しましては当社ウェブサイト

(<http://www.eizo.co.jp/ir/news/2013/DC13-004.pdf>) に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

- ④ 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

イ. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。本対応方針は、大規模買付者に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を開示していただいた後に、十分な評価期間を経た上で大規模買付行為が開始されるものとしており、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断される際に必要な情報及び期間を確保することを目的としております。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合でも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動し、株主全体の利益が毀損されることを防止します。このように本対応方針は、上記①で述べた基本方針に沿うものであると考えられます。

ロ. 本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株主に対して大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断のために必要な情報を提供することを目的としており、本対応方針によって株主の皆様は必要な情報に基づく適切な判断ができることとなりますから、本対応方針は当社の株主価値を損なうものではなく、むしろ、その利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

ハ. 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値ひいては株主価値を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ具体的に規定しており、対抗措置の発動はかかる規定に従って行われます。さらに、対抗措置の発動等に際して取締役会に勧告を行う独立委員会の設置等、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。

以上のことから、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	64,772	流 動 負 債	17,482
現金及び預金	7,221	買掛金	5,994
受取手形及び売掛金	17,138	短期借入金	1,912
有価証券	13,796	未払法人税等	830
商品及び製品	8,803	賞与引当金	1,249
仕掛品	5,111	製品保証引当金	1,842
原材料及び貯蔵品	9,996	その他	5,653
繰延税金資産	1,791	固 定 負 債	9,298
その他	1,038	繰延税金負債	4,931
貸倒引当金	△124	役員退職慰労引当金	101
固 定 資 産	40,019	リサイクル費用引当金	993
有 形 固 定 資 産	11,001	退職給付に係る負債	2,988
建物及び構築物	6,180	その他	282
機械装置及び運搬具	914	負 債 合 計	26,780
土地	2,824	純 資 産 の 部	
その他	1,081	株 主 資 本	64,969
無 形 固 定 資 産	1,714	資本金	4,425
投 資 そ の 他 の 資 産	27,303	資本剰余金	4,313
投資有価証券	26,528	利益剰余金	58,891
繰延税金資産	237	自己株式	△2,661
その他	537	その他の包括利益累計額	13,042
資 産 合 計	104,792	その他有価証券評価差額金	13,502
		為替換算調整勘定	△126
		退職給付に係る調整累計額	△333
		純 資 産 合 計	78,011
		負 債 純 資 産 合 計	104,792

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		74,878
売 上 原 価		52,883
売 上 総 利 益		21,995
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,914
営 業 利 益		5,081
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	24	
受 取 配 当 金	441	
有 価 証 券 売 却 益	431	
そ の 他	53	951
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
売 上 割 引	63	
為 替 差 損	263	
そ の 他	4	333
経 常 利 益		5,698
特 別 損 失		
減 損 損 失	59	59
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,639
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,426	
法 人 税 等 調 整 額	10	1,437
当 期 純 利 益		4,202
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,202

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	54,119	流 動 負 債	15,492
現金及び預金	4,175	買掛金	5,037
受取手形	907	短期借入金	1,912
売掛金	14,245	未払金	4,295
有価証券	13,796	未払費用	532
商品及び製品	2,401	未払法人税等	718
仕掛品	675	前受金	1,129
原材料及び貯蔵品	7,661	預り金	26
前払費用	126	賞与引当金	730
繰延税金資産	1,361	製品保証引当金	1,110
その他の金	8,821	その他	0
貸倒引当金	△53	固 定 負 債	7,821
固 定 資 産	42,871	繰延税金負債	4,933
有 形 固 定 資 産	8,337	退職給付引当金	1,563
建物	5,422	役員退職慰労引当金	101
構築物	80	リサイクル費用引当金	993
機械及び装置	396	その他	228
車両運搬具	3	負 債 合 計	23,314
工具、器具及び備品	565	純 資 産 の 部	
土地	1,841	株 主 資 本	60,209
建設仮勘定	27	資本金	4,425
無 形 固 定 資 産	496	資本剰余金	4,313
意匠権	17	資本準備金	4,313
ソフトウェア	478	その他資本剰余金	0
その他	1	利 益 剰 余 金	54,131
投 資 そ の 他 の 資 産	34,038	利益準備金	228
投資有価証券	26,482	その他利益剰余金	53,903
関係会社株式	2,725	別途積立金	48,500
関係会社出資金	3,728	繰越利益剰余金	5,403
長期貸付金	614	自 己 株 式	△2,661
その他	488	評価・換算差額等	13,467
資 産 合 計	96,991	その他有価証券評価差額金	13,467
		純 資 産 合 計	73,677
		負 債 純 資 産 合 計	96,991

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		55,788
売上原価		43,907
売上総利益		11,880
販売費及び一般管理費		8,713
営業利益		3,166
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	765	
有価証券売却益	431	
その他	137	1,334
営業外費用		
支払利息	11	
為替差損	312	
その他	90	414
経常利益		4,086
特別損失		
減損損失	25	25
税引前当期純利益		4,060
法人税、住民税及び事業税	1,053	
法人税等調整額	44	1,097
当期純利益		2,962

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

EIZO株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加 藤 博 久 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 村 藤 貴 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、EIZO株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、EIZO株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

EIZO株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博 久 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高村 藤 貴 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、EIZO株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

E I Z O 株 式 会 社	監 査 役 会
常 勤 監 査 役	上 野 英 一 ①
(社 外 監 査 役)	
監 査 役	久 保 雅 史 ①
(社 外 監 査 役)	
監 査 役	井 上 純 ①
(社 外 監 査 役)	

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレートガバナンス体制の一層の充実と企業価値の向上を図るために、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、所要の変更を行います。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 当社の事業領域の拡大に伴い、事業目的の変更を行います。
- (4) その他、表現の修正、条項の新設・削除に伴う条数の整備等を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする
<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気機器、電子機器の開発、製造、販売 2. 遊技機の開発、製造、販売 3. 電子部品の開発、製造、販売 4. 医療機器の開発、製造、販売 5. コンピュータ機器、ビデオ機器、遊技機、医療機器及び関連機器のソフトウェアの開発、製造、販売 6. 前各号に付帯関連する一切の業務 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気機器、電子機器の開発、製造、販売 2. 遊技機の開発、製造、販売 3. 電子部品の開発、製造、販売 4. 医療機器の開発、製造、販売 5. コンピュータ機器、ビデオ機器、遊技機、医療機器及び関連機器のソフトウェア及びシステムの企画、設計、開発、製造、販売 6. 前各号に付帯関連する一切の業務
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（員数） 第19条 当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（選任） 第20条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>②（条文省略） ③（条文省略）</p> <p>（任期） 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（代表取締役及び役付取締役） 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役等各若干名を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（員数） 第19条 <u>当社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下、「監査等委員でない取締役」という。）は、5名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>（選任） 第20条 <u>取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>②（現行どおり） ③（現行どおり）</p> <p>（任期） 第21条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>（代表取締役及び役付取締役） 第22条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役等各若干名を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会) 第23条 (条文省略) ② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ③ 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 ④ 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行どおり) (削除) (削除) (削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第24条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任) 第25条 監査役は株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第27条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会) 第28条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ② 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第30条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程) 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除 (損害賠償責任の一部免除) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第30条～第33条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第32条～第35条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>（監査役の責任免除に関する経過措置） 当社は、平成28年6月開催の第49回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 平成28年6月開催の第49回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第29条第2項の定めるところによる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、現在の取締役全員（6名）は、定款変更の効力が生じた時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	じつ もり よし たか 実 盛 祥 隆 (昭和19年4月16日)	平成 6年 5月 当社常務取締役 平成 7年 6月 当社代表取締役専務 平成 9年 6月 当社代表取締役副社長 平成13年 6月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) EIZOエムエス株式会社代表取締役社長 アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社代表取締役社長 EIZOサポートネットワーク株式会社代表取締役社長 EIZOメディカルソリューションズ株式会社代表取締役社長 EIZO Inc. Director, Chairman EIZO Nordic AB Board Member EIZO AG Präsident EIZO Europe GmbH President & CEO	143,700株
		【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】 実盛祥隆氏は、平成13年6月に当社代表取締役社長に就任し、以来、当社グループの経営を統括する立場で、時代や市場のニーズに即応した成長戦略を果敢に実行し、企業価値の向上に寄与してきました。この実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員でない取締役としてその経験と見識を業務執行や経営の監督に活かすことができると判断しております。	
2	た なべ つとむ 田 邊 農 (昭和19年12月12日)	平成 9年12月 当社専務取締役 平成13年 6月 当社代表取締役専務 平成16年 6月 当社代表取締役副社長 平成20年 8月 当社代表取締役副社長、最高財務責任者（現任） (重要な兼職の状況) EIZOエンジニアリング株式会社代表取締役社長 EIZOエージェンシー株式会社代表取締役社長 EIZO Inc. Director	65,500株
		【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】 田邊農氏は、平成16年6月に当社代表取締役副社長に就任し、当社グループの経営を牽引するとともに、経理・財務の面からの積極的で有益な意見・提言をしてきました。この実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員でない取締役としてその経験と見識を業務執行や経営の監督に活かすことができると判断しております。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	むら い ゆう いち 村 井 雄 一 (昭和31年8月25日)	昭和54年 3月 当社入社 平成13年 4月 当社人事部長 平成18年 4月 当社執行役員、人事部長 平成19年 6月 当社取締役、執行役員、人事部長 平成23年10月 当社取締役、常務執行役員、総務・人事担当、総務部長 平成26年10月 当社取締役、常務執行役員、総務部長兼人事部長 平成27年10月 当社取締役、常務執行役員、人事部長（現任） (重要な兼職の状況) 艺卓显像技术(苏州)有限公司董事	9,068株
<p>【取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由】</p> <p>村井雄一氏は、当社の人事部長を経て、平成19年6月に当社の取締役に就任し、主に管理部門を統括するとともに、コーポレートガバナンスの強化に資する積極的かつ実直な提言をしてきました。この実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員でない取締役としてその経験と見識を業務執行や経営の監督に活かすことができるものと判断しております。</p>			

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	鈴木正晃 (昭和22年5月21日)	昭和46年 4月 株式会社日本勧業銀行(昭和46年10月 株式会社第一勧業銀行、現 株式会社みずほフィナンシャルグループ) 入行 平成11年 6月 株式会社第一勧業銀行取締役、営業七部長 平成13年 5月 同行常務執行役員 平成14年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員 平成15年 3月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 平成16年11月 日本土地建物株式会社専務執行役員 平成17年 6月 北越製紙株式会社常務取締役 平成21年 6月 北越パッケージ株式会社代表取締役社長 平成23年 6月 日本土地建物株式会社顧問 平成24年 6月 当社取締役(現任)	500株
		【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 鈴木正晃氏は、金融機関における豊富な経験に加え、事業法人の経営者として培った経験と幅広い見識を有しております。平成24年からは当社の社外取締役として有益で率直な意見・提言をし、当社意思決定の健全性と透明性に寄与してきました。この実績を踏まえ、今後は当社の監査等委員である社外取締役として、その経験を経営の監督強化に活かすことができるものと判断しております。	
2	上野英一 (昭和28年7月21日)	昭和51年 4月 株式会社北陸銀行入行 平成16年 6月 同行石川地区事業部副本部長兼金沢支店長 平成18年 6月 同行福井地区事業部副本部長兼福井支店長 平成20年 6月 同行常任監査役 平成21年 6月 当社常勤監査役(現任)	1,100株
		【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 上野英一氏は、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を有しております。平成21年6月に当社常勤監査役に就任し、客観的な立場で適切な監査を実施してきました。この実績を踏まえ、今後は当社の監査等委員である社外取締役として、その経験を経営の監督強化に活かすことができるものと判断しております。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	井上純 (昭和23年10月7日)	昭和48年 4月 株式会社村田製作所入社 平成13年 7月 同社執行役員 平成15年 6月 同社取締役、執行役員 平成17年 6月 同社取締役、常務執行役員 平成22年 6月 同社取締役、上席常務執行役員 平成23年 6月 同社上席常務執行役員、デバイス事業本部本部長 平成24年 6月 同社常任顧問 平成24年 6月 当社監査役(現任)	0株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 井上純氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。平成24年6月に当社社外監査役に就任して以来、公正・中立の立場で確実な監査を実施してきました。この実績を踏まえ、今後は当社の監査等委員である社外取締役として、その経験を経営の監査等に活かすことができると判断しております。</p>			
4	出南一彦 (昭和34年 7月10日)	昭和57年 3月 当社入社 平成14年10月 当社経理部長 平成16年 7月 当社総務部長 平成19年 4月 当社執行役員、総務部長 平成21年 4月 当社理事、監査室長 平成23年10月 当社執行役員、経理部長 平成27年 1月 アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社 取締役、管理部長(現任)	7,700株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 出南一彦氏は、これまで当社の総務・経理部長を歴任し、また、平成27年1月からはグループ会社の経営に携わり、経理・財務の観点での客観性を軸として職務を遂行してきました。この実績を踏まえ、今後は当社の監査等委員である取締役として、その経験を経営の監査等に活かすことができると判断しております。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 鈴木正晃、上野英一及び井上 純の3氏は、社外取締役候補者であります。

3. 鈴木正晃氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

4. 上野英一氏は、現在、当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

5. 井上 純氏は、現在、当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

6. 当社と、鈴木正晃、上野英一及び井上 純の3氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。3氏の選任が承認された場合、当社は3氏との間で当該契約を改めて締結する予定であります。また、出南一彦氏につきましても、同氏の選任が承認された場合には、当社は同様の契約を締結する予定であります。

7. 当社は、鈴木正晃、上野英一及び井上 純の3氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、3氏の選任が承認された場合、当社は3氏を改めて独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬等については、平成10年2月3日開催の臨時株主総会において確定額金銭報酬を「年額300百万円以内」として、また、平成27年6月19日開催の第48回定時株主総会において業務執行取締役に対する業績連動報酬を「事業年度ごとの連結営業利益の2%以内（上限を200百万円とする）」としてご承認をいただき、それぞれ当該枠内で支給しております。

今般、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを代えて、確定額金銭報酬と業績連動報酬の二つの報酬枠を一体化し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を、「年額350百万円以内」とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、業績連動報酬につきましては、これまでどおり業務執行取締役を対象とし、連結営業利益に連動させた支給といたします。また、この報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まないものとします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は1名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額50百万円以内」と定めることにつき、ご承認をお願いするものであります。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役は3名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生いたします。

第6号議案 当社株式の大量取得行為への対応方針継続の件

当社は、平成25年6月21日開催の当社第46回定時株主総会における株主の皆様からの承認を受け、同日より発効（有効期限は、平成28年6月30日までに開催される当社第49回定時株主総会の終結の時まで。）しております「当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「現対応方針」といいます。）につきまして、その後の関係法令の改正や社会・経済情勢の変化等も勘案しつつ、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、現対応方針の内容について継続的に検討を進めてまいりました。

当社は、かかる検討の結果、平成28年5月9日開催の当社取締役会において、本第49回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、現対応方針を一部変更の上、当社株式の大量取得行為への対応方針（以下当該変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）を継続することを決定いたしました。本対応方針は、監査等委員会設置会社への移行に伴う変更その他の所要の変更及び修正を行っておりますが、現対応方針と実質的に同一の内容であります。

本対応方針は、当社企業価値及び株主全体の利益の保護の観点から取りまとめたものであり、「大規模買付行為の是非は、株主の皆様判断に委ねられるべき」という考え方を基本に、当社株式の大規模買付者に対して、その目的や内容、買付対価の算定根拠などの十分な情報提供と、適切な評価期間の確保を要請することにより、株主の皆様が適切な状況判断を行えるようにするために「大規模買付ルール」を定めたものであります。したがって、大規模買付行為そのものを阻害したり、大規模買付行為に応じるか否かという株主の皆様判断の機会を奪うものではありません。本対応方針の具体的内容は、添付1（46頁～58頁）をご参照ください。

なお、平成28年3月31日現在における当社の大株主の状況は、添付2（59頁）のとおりです。また、当社は本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案等を一切受けておりません。

本対応方針につきまして、当社監査役3名はいずれも、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

本対応方針の継続に当たっては、その重要性に鑑み、株主の皆様のご意思を確認させていただくことが適切であると考え、本議案において本対応方針継続の承認をお願いするものであります。

なお、本対応方針の内容は、第1号議案が承認されることにより当社が監査等委員会設置会社へ移行することを前提としておりますが、第1号議案が承認されなかった場合でも、本議案の効力には影響ございません。その場合、本対応方針の内容について、当社が監査役会設置会社であることに伴う読替えを適宜行っていただくこととなります。

本議案が、本株主総会に出席した株主の皆様議決権の過半数の賛成をもって承認された場合、本対応方針は、本株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで継続することとなります。

当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

一方で、製造業を営む当社グループの事業の運営には、企画・設計・製造・販売・サービス等のあらゆる場面で幅広いノウハウと豊富な経験が必要であり、国内外の顧客・取引先・社員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。そのため、当社の財務及び事業の方針を決定するに当たりこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

また、特定の者の大規模買付行為がなされた場合、当社株主の皆様が当該大規模買付行為の当否について適切な判断を行うためには、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様に必要な情報が提供される必要があると考えます。

そこで、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為に際しては、当該買付行為を行う買付者から事前に、株主の皆様判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されることを目的として、このような買付行為に関する一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することが、当社及び当社株主全体の利益を守るために必要であると考えます。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記Ⅲに記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。

当社は、昭和43年設立以来、当社の強みである映像技術を活かし、高品位・高品質・高信頼性の映像表示システムやアミューズメント用モニター等の映像機器の開発から生産・販売まで一貫して行ってまいりました。また、これにより培ってきた技術、情報、ノウハウ等を更に追求・発展させ「Visual Technology Company」へと展開すべく、映像のスペシャリストとして市場ニーズに最適な映像環境ソリューションを提案してまいりました。

映像表示システムについては、ビジネス用途（Business&Plus：B&P）向け製品や、メディカル、グラフィックス、ATC・船舶・監視・鉄道といった産業分野等の特定市場向け製品を中心に開発を行い、高い評価を得てまいりました。今後とも、これまで長年にわたり培ってきた技術力、開発力を活かし、各市場のニーズに適した製品の開発を進め、映像環境ソリューションを提案してまいりますとともに、商品の裾野を更に広げることにより、事業領域の拡大に注力してまいります。また、開発・生産・販売等各機能において当社国内外グループ会社との連携を一層強化し、総合力を活かしたサービス体制の充実やソリューション提案により付加価値を創出し、顧客満足を得られるように努めてまいります。

アミューズメント用モニターについては、市場環境や競争は厳しくなっており、顧客ニーズを満たす製品の企画力及びソフトウェアを短期間で制作する能力が求められています。当社グループとしましては、ハードウェアの機能進化を追求するとともに、ソフトウェアの技術力及び開発力の強化を図り対処してまいります。特にソフトウェア開発につきましては、企画力を強化するとともに、開発プロセスの効率化、開発スピードの向上及び品質管理の強化を推進してまいります。

このように、今後とも当社の持つコア技術を強化するとともに、既存事業を強化することにより新しい事業を創出してまいります。また、既存事業と強いシナジーを発揮できる事業の創出を図るため、必要に応じM&Aも検討いたします。

上記取組みは、当社グループの価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、上記Ⅰで述べた会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

Ⅲ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記Ⅰで述べた会社支配に関する基本方針に基づき大規模買付ルールを設定し、これらの買付行為を行おうとする者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとし、これらを取りまとめて当社株式の大量取得行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）として次のとおり定めます。

1. 本対応方針の目的

当社は、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされた場合に、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

また、上記Ⅱで述べましたような事業を遂行している当社グループの経営に当たっては、幅広いノウハウと豊富な経験、国内外の顧客・取引先・社員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。株主の皆様にとっても、これらに関する十分な理解がなくて

は、将来実現することのできる企業価値ひいては株主価値を適正に判断することはできません。そこで、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、ステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有の是非を検討する上で重要な判断材料となります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、本対応方針は、大規模買付行為がなされたときに、当社株主の皆様が大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために必要かつ十分な情報が大規模買付者から事前に提供されることを確保するとともに、当社取締役会による大規模買付行為の評価・検討・交渉・意見形成・代替案の提示の機会を確保することにより、当社株主の皆様が、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が当社取締役会から提示された場合には）その代替案を検討の上、最終的な応否を適切に決定することを可能にし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を防止することを目的としています。

また、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則に準拠し、かつ、平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえたものとなっております。

2. 独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの判断に当たり、その客観性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名とし、当社取締役会が、社外取締役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等を対象として選任するものとします。なお、平成28年5月9日開催の取締役会において、本対応方針の継続について平成28年6月23日開催予定の当社定時株主総会において株主の皆様からのご賛同をいただけることを条件に、別紙1記載の3名を選任することを決議いたしました。

取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か及び対抗措置を発動すべきか否か決定するときは、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会は、当社の費用で、財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家の助言を得たり、当社の取締役、社員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて当社取締役会に対し勧告を行います。

3. 本対応方針の内容

当社は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下の大規模買付ルールに従っていただくこととします。当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛てに、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。

(2) 情報の提供

当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付し、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は次のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的及び内容（買付け等の対価の価額、買付け等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤ 当社及び当社グループの顧客・取引先・社員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合、当社取締役会は速やかにその旨を開示いたします。

(3) 取締役会による検討期間

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日以内の必要な期間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。具体的な期間の設定は、買付けの目的、対価の種類、買付け方法等、大規模買付行為の評価の難易度に応じて設定しますが、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要に応じて最大90日間まで延長できるものとし、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとし、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとし、）又は、

- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株式とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、例えば次に掲げられる行為等が意図されており、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合については、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策をとることがあります。

- ① 株式を買占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲のもとに大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高価で株式を売り抜ける行為
- ⑤ 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行う行為

当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を踏まえた上で例外的に対抗措置をとることの適否について独立委員

会に必ず諮問することにし、かかる独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告することとします。この勧告は公表することとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会が諮問するかかる例外的な対抗措置の具体的内容については後記Ⅲ 4. (2) をご参照ください。

対抗措置の発動又は不発動は、最終的には当社取締役会の決定事項となりますが、上記のとおり取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとするにより、取締役会の判断の公正さを確保する手段として機能するよう位置付けています。また、上記取締役会の決定に際しては、当社監査等委員会の賛同を得た上で決定することとし、取締役会の判断の公正さを担保します。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。この大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されたか否か並びに対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、当社取締役会は、外部の有識者等の助言を得ながら独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会決議をもって決定することといたします。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙2に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記Ⅲ 4. (1) に記載の例外的措置をとること、又は上記Ⅲ 4. (2) に記載のとおりに対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合や対抗措置を発動するか否かの判断の前提になった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合は、当社取締役会は独立委員会の勧告を十分尊重した上で、対抗措置の中止又は発動の停止を行うことがあります。なお、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、対抗措置の中止又は発動の停止は、新株予約権の行使期間開始日の前日までに限り行います。

当社取締役会はこのような対抗措置の中止、発動の停止を行う場合は速やかにお知らせいたします。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

また、本大規模買付ルールの発効・継続時においては、対抗措置が発動されない限り新株予約権の無償割当てやその他の具体的な措置が講じられることはありませんので、株主・投資家の皆様の法的権利又は経済的側面において直接的かつ具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

上記Ⅲ 4. (1) に記載の例外的措置をとることを決定した場合、又は大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の対象となる大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社が当社株式の交付と引換えに当該新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付した新株予約権が発行された場合、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定したときには、行使に際して払込むべき金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様が株式を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後であっても、上記Ⅲ 4.

(3) に記載の手続きに従い対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、新株予約権の効力発生日までの間においては新株予約権の割当てを中止し、新株予約権の割当て後において

は、新株予約権の行使期間開始日の前日までに当該新株予約権を無償取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、平成28年6月23日開催予定の当社第49回定時株主総会における株主の皆様への承認を停止条件として、同承認があった日から発効することとし、有効期限は本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

なお、本対応方針の有効期間中であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。また、本対応方針の有効期間中に、当社株主総会の承認を得て本対応方針の変更を行うことがあります。かかる場合には、その廃止の事実又は変更内容を速やかにお知らせいたします。

また、前述のとおり、本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、新しい株主構成のもとで選任された取締役で構成される取締役会によって、本対応方針を廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役（監査等委員であるものを除く）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年と、法定どおりの任期になっており、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

IV. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

(1) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。本対応方針は、大規模買付者に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を開示していただいた後に、十分な評価期間を経た上で大規模買付行為が開始されるものとしており、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断される際に必要な情報及び期間を確保することを目的としております。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合でも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動し、株主全体の利益が毀損されることを防止します。このように本対応方針は、上記 I で述べた基本方針に沿うものであると考えられます。

(2) 本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株主に対して大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断のために必要な情報を提供することを目的としており、本対応方針によって株主の皆様は必要な情報に基づく適切な判断ができることとなるため、本対応方針は当社の株主価値を損なうものではなく、むしろ、その利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値ひいては株主価値を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ具体的に規定しており、対抗措置の発動はかかる規定に従って行われます。さらに、対抗措置の発動などに際して取締役会に勧告を行う独立委員会の設置など、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。

以上から、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

以 上

独立委員会委員候補者の氏名及び略歴

鈴木 正晃（すずき まさあき）

昭和22年 5月21日生まれ

昭和46年 4月 株式会社日本勧業銀行（昭和46年10月株式会社第一勧業銀行、
現 株式会社みずほフィナンシャルグループ） 入行
平成11年 6月 株式会社第一勧業銀行取締役、営業七部長
平成13年 5月 同行常務執行役員
平成14年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員
平成15年 3月 株式会社みずほ銀行常務執行役員
平成16年11月 日本土地建物株式会社専務執行役員
平成17年 6月 北越製紙株式会社常務取締役
平成21年 6月 北越パッケージ株式会社代表取締役社長
平成23年 6月 日本土地建物株式会社顧問
平成24年 6月 当社社外取締役（現任）

上野 英一（うえの えいいち）

昭和28年 7月21日生まれ

昭和51年 4月 株式会社北陸銀行入行
平成16年 6月 同行石川地区事業部副本部長兼金沢支店長
平成18年 6月 同行福井地区事業部副本部長兼福井支店長
平成20年 6月 同行常任監査役
平成21年 6月 当社社外監査役（常勤）（現任）

井上 純（いのうえ あつし）

昭和23年10月7日生まれ

昭和48年 4月 株式会社村田製作所入社
平成13年 7月 同社執行役員
平成15年 6月 同社取締役、執行役員
平成17年 6月 同社取締役、常務執行役員
平成22年 6月 同社取締役、上席常務執行役員
平成23年 6月 同社上席常務執行役員、デバイス事業本部本部長
平成24年 6月 同社常任顧問
平成24年 6月 当社社外監査役（現任）

※ 鈴木正晃氏、上野英一氏及び井上 純氏は、平成28年6月23日開催予定の当社第49回定時株主総会での承認可決を条件として当社社外取締役（監査等委員である取締役）に就任する予定です。

以 上

新株予約権概要

1. 新株予約権の割当ての方法

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く）総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

1回の割当における新株予約権の総数は、当社取締役会が定める基準日終了時点での発行済株式総数（当社の有する当社普通株式の数を控除する。）と同数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件、取得条項

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は原則として新株予約権を行使することができない。また、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、新株予約権を行使することができない（これらの行使条件を以下「本行使条件」という。）。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

取得条項については、本行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、その対価として新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。また、本行使条件により新株予約権の行使が認められな

い者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の割当て効力発生日、行使期間

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日及び新株予約権の行使期間については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

当社の大株主の状況

平成28年3月31日現在の当社の大株主の状況は次のとおりです。

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	811千株	3.80%
株 式 会 社 北 陸 銀 行	794	3.73
株 式 会 社 北 國 銀 行	744	3.49
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	725	3.40
三井住友信託銀行 株 式 会 社 （ 信 託 口 甲 2 号 ）	675	3.17
村 田 ヒ ロ シ	670	3.15
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	598	2.81
株式会社ヒロアキコーポレーション	567	2.66
株式会社ハツキコーポレーション	567	2.66
村 田 直 樹	480	2.25

(注) 1. 持株比率は自己株式（1,410,426株）を控除して計算しております。

2. 上記大株主のうち、創業家及び創業家に関する株主は、村田ヒロシ、株式会社ヒロアキコーポレーション、株式会社ハツキコーポレーション、村田直樹です。

以 上

